

平成27年3月20日

第33回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 3 3 回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成 2 7 年 3 月 2 0 日(金) 午後 2 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

1 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部変更 (~~用途区分~~・除外・~~編入~~)
申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について
- 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願について
- 議案第 6 号 農用地あっせん申し出について
- 議案第 7 号 平成 2 7 年度農作業標準賃金等の改訂 (案) の承認について
- 議案第 8 号 別段の面積 (下限面積) について
- 議案第 9 号 指宿市農業委員会委員選挙区の定数について
- その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	5 番 委員	6 番 委員
7 番 委員	8 番 委員	9 番 委員
10 番 委員	11 番 委員	12 番 委員
13 番 委員	16 番 委員	17 番 委員
18 番 委員	19 番 委員	20 番 委員
22 番 委員	23 番 委員	24 番 委員
25 番 委員	26 番 委員	27 番 委員
28 番 委員	29 番 委員	30 番 委員
31 番 委員	32 番 委員	

1 欠席委員

14 番 委員

1 活動休止委員

15 番 委員 21 番 委員

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長
主幹兼農地係長
主幹兼振興係長
農地担当主幹
振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第33回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「6番委員」と「7番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、説明します。 議案書の1ページから4ページになります。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。以上、報告を終わります。 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
議長	はい、議長。
事務局	はい、事務局。
事務局	<p>5ページになります。 今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案4件です。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 番号2以下については、お目通しください。 今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分についてご審議願ひます。 ご質疑、ご意見等はございませぬか。</p>

委員
議長 「なし」の声あり。
議案第1号のうち、所有権移転分については原案のとおり承認すること
にご異議ございませんか。

委員
議長 「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認
することに決定いたします。
次に、議案第1号のうち、利用権設定分を議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長 はい、議長。
事務局 はい、事務局。

事務局
議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定に
ついての説明をいたします。
議案書の7ページから20ページになります。
今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定につ
いての利用権設定分は、1議案43件です。内訳は、新規の利用権設定が
40件、再設定が3件、合計の面積は118,464.97㎡となっています。

議長 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
以下については、お目通しください。
以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3
項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひします。
ただいま、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から9番について、
ご審議願ひします。
これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農
状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。
1番から3番については、32番委員に願ひします。

32番委員 はい。
番号1番から3番につきましては、私と1番委員とで調査をいたしました。
貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案に
お示しのとおりです。
申請人は、今回、農業を始めるにあたり、初めて利用権設定をします。
オクラ30a、スナップエンドウ30aの栽培を計画しており、目標年
間販売高、約400万円を目指しています。

議長

13番委員

農機具等については、所有しておりませんが、友人から必要分は借り受ける予定で、労力についても、農繁期は友人の協力を得ながら、経営していくとのことです。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付しています。以上です。

4番から7番については、13番委員にお願いします。

はい。

番号4につきましては、私と12番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は今回農業を始めるにあたり、初めて利用権の設定を行い、借入地を取得します。

オクラ10a、実えんどう40aの栽培を計画しており、目標年間販売高、約400万円を目指しています。

農機具等については、所有していませんが、必要分は両親、知人等から借り受け、労力については妻の協力を得ながら経営していくとのことです。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付しています。

番号5、6、7につきましても、私と12番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は農業大学校の方で、就農チャレンジ研修を受け、この3月で卒業いたします。今回農業を始めるにあたり初めて利用権の設定を行い、借入地を取得します。

オクラ10a、スナップエンドウ10a、かぼちゃ15aの栽培を計画しており、目標年間販売高、約250万円を目指しています。

農機具等については一部近日中に購入しますが、そのほかについては、親類、知人等から借り受け、将来的に購入したいとのことです。労力についても母親の協力を得ながら一緒に経営していくとのことです。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付しています。以上です。

8番から9番については、22番委員にお願いします。

はい。

番号8につきましては、私と29番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人はこれまで大工をしていましたが、今回退職し、農業を始めます。スナップエンドウ35aの栽培を計画しており、目標年間販売高は約

議長

22番委員

250万円を目指しています。

農機具等については、先に農業を始めている弟と父親から借り受け、また、協力をもらい指導を受けながら経営していくということです。

なお、営農計画書を資料の4ページに添付しています。

番号9番につきましても、私と29番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、これまで看護師をしておりましたが、退職し、今回、農業を始めるにあたり初めて利用権の設定をし、借り入れ地を取得して経営を始めるといことです。

オクラ30aの栽培を計画しており、目標年間販売高は約250万円を目指しています。

農機具等については、必要分は借り受ける予定で、労力については主人と主人の弟、父親の協力を得ながら経営していくとのこと。

なお、営農計画書を資料の5ページに添付しています。以上です。

議長

ただいまの説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

12番委員

はい、ちょっといいですか。

議長

はい、12番委員。

12番委員

この、8番、9番は夫婦なのですか。

22番委員

はい、議長。

議長

はい、22番委員。

22番委員

夫婦で、給付金を貰う計画でいるそうです。

12番委員

はい、いいですか。

議長

はい、12番委員。

12番委員

青年就農給付金の場合、夫婦でやる場合に、150万円とその半額ということで年間225万円ですよね、こうして申請した場合には、それぞれが150万円貰うという条件の中で、こういう申請をされているんですか。

議長

これは最初、頭の方でおっしゃったとおり、225万円で申請していると思いますよ。

12番委員

これまで、50名以上、申請も入れれば70名以上になると思うのだけれども、夫婦で貰っている方はいないのですか。

議長

いらっしゃると思います。

12番委員

今回は、なんでこういう申請にしたのでしょうか。

今まではいっしょにして、後は、申請の段階で、夫婦で手続きをしていると思うのですけれども、初めて、こういう申請がなされていると思いま

事務局長 すが。

事務局長 議長。はい、事務局。

事務局長 I KさんとKさんにつきましては、それぞれ3反以上の農地を借りまして、それぞれ認定農家をめざして、二人とも、いきたいということです。青年就農給付金につきましては、今後農政課と協議をして、申請していくと思うのですが、今回から、夫婦での申請というのは、大変厳しいと、申請が難しいと聞いております。給付金については、農政課と今後検討していくというふうになる予定です。以上です。

12番委員 議長 いいですか。

12番委員 議長 はい、12番委員。

事務局長 12番委員 認定農家について、夫婦それぞれできるのかどうか、それと、家族協定がありますよね、それとの関連で言った場合に、どうなるのかな。

事務局長 給付金も、それぞれ認められる用件がございます。給付金を二人とも貰うとなれば、それぞれ経営を独立させないといけないということになっております。それが、今回利用権設定を別々にして、おそらく、二人それぞれ独立してされるということです。その後の給付金の審査ですね、それは、農政課の方で、どのような形になるのか検討されて、審査会に掛けて、最終的には、決まっていくということですので、この段階で、給付金を貰うために、二人が別々に利用権設定するとかいうような問題には、今の段階ではないと思います。

12番委員 事務局長 家族協定か、それなんかも、やっぱり推進していますよね。その辺との、兼ね合いは。

事務局長 家族経営協定というのは、しっかり、ご主人と奥さん、あるいは息子さんが、役割りの計画をしっかりと立てて、家族経営協定の締結ということで、その協定を結んでおれば、認定農家に一世帯でいっしょになれるとかします。そこら辺りは、制度が幾つかございますので、それを一色単に全部こうでなければいけないとかでは、ないと思います。

12番委員 事務局長 農業委員会の総会で検討いただきたいのは、このお二人が夫婦であっても、1人1人がこの利用権設定ができるのかというのを、審査していただければと思います。

16番委員 議長 いいですか。

16番委員 議長 はい、16番委員。

16番委員 給付金は、所得が250万円あればだめなんですよ。夫婦の場合1人1人250万円なくても、同じ夫婦で、500万近くの所得があるとなると、結局、それでも貰えるということですかね。

事務局長 そこはですね、青年就農給付金の審査会というのがございますので、そこで、議論をされていく部分だと思います。

8番委員 いいですか。

議長 はい、8番委員。

8番委員 16番委員さんが言われたとおり、おそらく同じ住所であれば、1人しか申告はできないと思います。だから、収益が上がった時には、250万円以上の収益になる可能性がありますので、税務署なんかは、同じ住所であれば、1人しか申告は認めないと思います。

23番委員 それは、1人1人できると思います。

26番委員 はい、議長。

議長 はい、26番委員。

26番委員 夫婦での申請を、農業委員会で認めた場合にですね、経営体が二つあることになるので、そこを、認めるのか、認めないのか、はっきりしないとイケない。

議長 給付金の問題は、さっき局長が言ったように、審査会というのがあります、当然そこに呼ばれて、いろいろ聞く中で、夫婦でとなってくれば、個々の150万円ですか、これは、さっき言われたように、審査の段階で、両方認めるという、段階にはないと思います。

27番委員 はい、議長。

議長 はい、27番委員。

27番委員 2人、2人になっているんですよ従事者が、結局、お互い一緒に仕事をするということですよ、1人、1人だったら、それはいいんですけども、となると、ちょっとおかしいと思うんですけども。

 借りる面積と作付けする面積と違いますけれども、オクラとスナップエンドウの場合、時期が違うんですよ。この面積をどっちも合わしても、耕作面積と違いますが。

議長 暫時休憩いたします。

 (休憩)

 休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

 1番から9番について、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の1番から9番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から9番については、

原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の10番から36番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はありませんか。

19番委員 ちよっといいですか。

議長 はい、19番委員。

19番委員 この、利用権設定なんですけれども、年金を貰っている方は、いないんですかね。心配しているんですけど、そのまま、第三者にやっっているのか、農業者年金を貰っている方は、この中にはいないのでしょうか。

事務局 再設定で切れる方には、通知をして、再設定をするように指導しています。

議長 ご質疑、ご意見等はありませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の10番から36番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の10番から36番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の37番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、2番委員の退席を求めます。

(2番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はありませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の37番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の37番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(2番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の38番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、8番委員の退席

委員
議長

を求めます。

(8番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の38番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の38番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(8番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の39番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、13番委員の退席を求めます。

(13番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

委員
議長

議案第1号のうち、利用権設定分の39番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の39番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(13番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の40番と41番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、12番委員の退席を求めます。

(12番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

委員
議長

議案第1号のうち、利用権設定分の40番と41番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の40番と41番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(12番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の42番と43番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、10番委員の退席を求めます。

(10番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の42番と43番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の42番と43番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(10番委員の復席を確認する。)

次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

11番委員
議長
小委員長

はい、議長。

はい、11番委員。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について

3月10日の転用調査時に、6番、28番の委員と事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、11番委員が報告いたします。

申請に基づき、1番から9番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から3番及び8番は売買、4番から7番及び9番は贈与による申請でございます。

4番の贈与は叔父への贈与で、5番・6番及び9番は子への贈与でございます。

7番の贈与は夫の叔父への贈与でございます。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添

の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の7ページから45ページに添付してありますのでご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号の1番から7番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

23番委員

いいですか。

議長

はい、23番委員。

23番委員

3条調書の場合、ずっと見ていきますと、権利貸借期間というのがありますが、この貸借期間というのは、必要ないんじゃないですか。

権利は、所有権移転売買で成立するんですから。貸し借りは、関係ないですよ。今までの調書を見てみますと、全部そうなっています。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

これにつきましては、農地法3条の貸借もあるんですけども、うちは、経営基盤強化促進法で全部やっているものですから、農地法3条も賃貸借、使用貸借でやるのもあります。以上です。

議長

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の1番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号の8番と9番について、ご審議願います。

これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

はい、4番委員。

4番委員

それでは、営農状況等の調査結果の報告をいたします。

私と、7番委員で調査いたしました。

譲渡人、譲受人、土地の所在地、地目、面積等については議案にお示し

のとおりです。

申請人は、現在、会社勤めをしながら、25年程前から休日等を利用して農業を行っています。

今回、農地法第3条により農地を取得し、30aを越え新規就農者となりました。2年後には農業一本で生計を立てたいと計画しているとのこと

です。
オクラ25a、スナップエンドウ16a、そらまめ10aの栽培を計画し、目標年間販売高250万円を目指しています。

農機具については、必要分は所有しており、労力については、妻の手伝いをもらいながら一生懸命頑張っていくとのこと

です。
営農計画書を資料の6ページに添付してあります。

以上、報告いたしましたとおり、申請人は農業に対し意欲的であり、新規就農者となることから承認しても良いのではないかと判断したところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの報告のとおりでございます。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の8番と9番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の8番と9番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更、農用地除外の申し出に係る意見決定について」を、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査報告を求めます。

11番委員

はい、議長。

議長

はい、11番委員。

小委員長

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更申出の意見決定について

除外でございます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

資料の48ページをお開きください。

申請地は、池田小学校から南東へ377m行った所の農地で、東と南は

用悪水路、西と北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、申請地から50m以内に3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

土地の所有者は、NTさんで、申請人は、UKさんです。

土地の形状については、盛土と切土をそれぞれ1.5mし、境界ブロックについては設置予定です。申請人は現在、同じ校区内でプラスチック製造、加工業を営んでいますが、需要の増加により生産量を増大させるため、申請地に新たな工場を建築する予定です。

なお、建築に関しては、西側の隣接する農用地区域外の農地と一体利用する予定です。代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められないことから、除外はやむを得ないものと思われま。

以上報告いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

12番委員

ちょっと、いいですか。

議長

はい、12番委員。

12番委員

プラスチック工場となっておりますが、池田湖飲料水との関係もあるのですが、有害物質とか廃液などはぜんぜん無いのですね。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

それについても、転用調査の日に聞き取りをした結果ですね、廃液も出ないということです。プラスチック工場というのは、パソコンとか半導体部品とか航空機の部品を作るということで、まったく廃液は出ないそうです。騒音についても、ぜんぜん音はしないということです。

16番委員

いいですか。

議長

はい、16番委員。

16番委員

この上に畑があるんですけども、これはどうなるのですか。

事務局

今、16番委員さんが言われた所は、農用地区域外の農地で、申請地は農用地区域内の農地で、今回除外をして、許可が下り次第農用地区域外の農地と一体利用して、工場、駐車場、通路として転用するということです。

23番委員

いいですか。

議長

はい、23番委員。

2 3 番委員	ここは、今まで耕作されていたんですけども、利用権は設定されていなかったですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	うちの方のシステムに入力の段階で、貸借の設定があれば出るんですけども、出なかったので、たぶん無いと思います。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 3 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 3 号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、「議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。
1 1 番委員	はい、議長。
議長	はい、1 1 番委員。
小委員長	議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について
	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。
	番号 1 番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。
	農地区分・許可事項については、都市計画法第 8 条第 1 項に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。
	資料の 4 9 ページをお開きください。
	申請地は、指宿図書館から南へ 1 6 9 m 行った所の農地で、東と南は市道、西、は畑、北は宅地に接しています。
	申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を購入して一般住宅を建築しようとするものです。
	土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。緩衝地を設け、土砂や雨水等が流出しないように施工することから、営農

への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅と倉庫です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、申請地から50m以内に3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

資料の50ページをお開きください。

申請地は、大山集落センターから北へ298m行った所の農地で、東、南、北は畑、西は道路に接しています。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。

緩衝地を設け建築することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の51ページをお開きください。

申請地は、川尻ふれあい交流館から西へ238m行った所の農地で、東と西は畑、南は宅地、北は道路に接しています。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。

申請地の周辺をフェンスか有刺鉄線で囲み、砂利敷きにする予定だそうです。ソーラーパネル枚数300枚、発電出力49.9kWです。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の52ページをお開きください。

申請地は、北指宿中学校から北へ316m行った所の農地で、東は用悪水路、西と北は市道、南は雑種地に接しています。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。

周辺に農地がないことから、営農への影響はないものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の53ページをお開きください。

申請地は、田之畑営農研修センターから東へ324m行った所の農地で、東は宅地、西と北は畑、南は水路に接しています。

土地の形状については、盛土を1mし、境界ブロックについては設置予定です。

現在の駐車場が手狭になったことから、申請地を購入し駐車場として利用することです。西と北側に畑がありますが、土砂や雨水の流出がないように施工することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の54ページをお開きください。

申請地は、五郎ヶ岡公民館から南東へ267m行った所の農地で、東は原野、西は宅地、南は道路、北は畑に接しています。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。

ソーラーパネル枚数300枚、発電出力49.5kWです。隣接地の原野793㎡と一体利用し、所要面積は1,107㎡になります。北側に畑がありますが不耕作地であるため問題はないものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の55ページをお開きください。

申請地は、市役所から南東へ1,006m行った所の農地で、東は宅地と畑、西は道路、南と北は畑に接しています。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。

申請人は、現在、借家住まいのため、申請地を購入して一般住宅を建築しようとするものです。隣接する農地には支障のないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準

上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の56ページをお開きください。

申請地は、大山集落センターから北へ481m行った所の農地で、東は宅地、西と北は雑種地、南は畑に接しています。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。

周囲をフェンスまたは有刺鉄線で囲み、砂利敷きにする予定だそうです。ソーラーパネル枚数204枚、発電出力は49.5kWです。また、南側が高土手になっているので十分に空けて設置するという事です。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

12番委員

いいですか。

議長

はい、12番委員。

12番委員

8番の太陽光発電のところなのですが、これ自体は、問題ないと思っておりますが、ただ、この排水が小川の集落内を通るんですね、現時点でも浸水したりとか、そういう問題が起こっているのです。昨日、10時前後、雨が強かったものだから、あと、農協支所の所にも太陽光発電ができていますし、今、工事中なんです。そこの雨水を見に行ったら、そんなに降っていなくても、けっこう来るんです。だから、もし小川地区が水害に遭うようなことがあった場合には、莫大なお金がかかるんですね、集落内を通る水路で、横は住宅になっているもんだから、その辺のことなど考えずに、どんどん許可として、上げていった方がいいものなのか。

必ず小川の集落内を通って、浜見ヶ水の清水川に流れる関係なんですよ、この前も現地調査をしたんだけど、実際浸水したという所にも行ったんですよ。このまま、問題はないからと許可をやった場合に、小川地区では、大きな水害がおこるのじゃないかと思えます。それでも、問題はないから、許可、許可とやった場合に、後は、行政が莫大なお金を投資しなければならぬと思えます。その辺は、どう考えたらいいのかなと思って。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局 排水については、太陽光を付ける時点で、周辺の方には、事前に説明してくださいと、お願いはしてあります。

農地法上は、排水を除いてなんら問題はありません。うちの方で前、そこに何か建てる時は、周りの同意書を貰わなければならないというのがありまして、それが廃止になりまして、今は、被害防除に関する誓約書というのが出来て、そこで、もし何かが起こったら、そこの方が苦情とかに対して、一切の責任を負うということで、誓約書は一応もらっています。

1 2 番委員 この場合、2反ちょっとですよ、農協支所の上部の方では1町部くらいの開発が何箇所かされているんですよ、あっち、こっちでされた場合には、自分の所ではないと逃げられる訳ですよ、被害をこうむった所が、泣き寝入りをするしかないんじゃないかと、後は、行政が莫大なお金を投資して、水路の区画を拡大していくのかどうか、その辺は分からないのだけど、とにかく住宅密集地を通る水路なんですよ、それでも、問題がないからというだけで、このままやっていっていいのかどうか、ちょっと疑問を感じるもんだから。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 1 2 番委員さんは、ちょっと勘違いされているんじゃないかと思いますが、事務局としては、転用調査時に聞き取りとかをして、大丈夫だろうということで、農業委員会の案件として上げています。それを判断するのは、農業委員さんの役目だと思いますけど。許可する、しないは、農業委員さんの判断だと思います。私たちは、農業委員さんがだめだよというのであれば、不許可の文書を出します。

議長 暫時休憩といたします。

(休憩)

休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について」を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長
事務局 はい、事務局。
3月10日の転用調査時に6番、11番、28番の委員と事務局2名の計5人で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。
このことにつきましては、裁判所が実施する担保不動産競売事件についての売却実施であり、裁判所通知 平成26年（ケ）第77号となっております。

競売に参加し、農地を買受けようとする者は、入札に参加する前に「買受適格証明書」の交付を受ける必要があることから、今回申請があったものです。

（番号1番を議案書どおり読み上げ説明）
従事者4名、農機具有りということです。
申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、申請者は意欲的に営農に取り組んでいるところであります。
付近見取り図、地積図、字図につきましては、資料の46ページと47ページに添付してあります。ご参照いただきまして、ご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。
ご質疑、ご意見等はございませんか。

3番委員 すみません。よろしいでしょうか。

議長 はい、3番委員。

3番委員 申請人の職業は会社役員兼農業となっておりますが、喜入の方ですよね、この方が大山まで来られるということになってはいますが、実際どのような農業で、どういった作物を作っておられるのでしょうか。

事務局 そのことにつきましては、アボガドとかオクラを作っております。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 農用地あつせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 28ページから32ページになります。
 今月の農用地あっせん申し出のうち、売渡、貸付は15件です。
 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
 なお、見取り図及び地積図につきましては、資料の57ページから60ページに添付してありますので、ご参照ください。
 番号2から15につきましては、お目通しください。
 なお、見取り図及び地積図につきましては、資料の61ページから99ページに添付してありますので、ご参照ください。
 次に、農用地あっせん申し出のうち、買受をご説明いたします。
 33ページをお開きください。件数は3件です。
 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
 番号2から3につきましては、お目通しください。
 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。
 ご質疑、ご意見等はございませんか。

議長 「なし」の声あり。

委員 ないようですので、このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局 はい、議長。
 議長 はい、事務局。
 事務局 売渡、貸付の
 番号 1は 9番と16番委員。 番号 2は14番と32番委員。
 番号 3は20番と29番委員。 番号 4は16番と23番委員。
 番号 5は 3番と10番委員。 番号 6は13番と12番委員。
 番号 7は 2番と30番委員。 番号 8は24番と30番委員。
 番号 9は 2番と30番委員。 番号10は 6番と22番委員。
 番号11は30番と24番委員。 番号12は24番と 6番委員。
 番号13は24番と 6番委員。 番号14は 6番と22番委員。
 番号15は 2番と27番委員。
 買受の、
 番号1は 9番と14番委員。 番号2は 2番と24番委員。
 番号3は 2番と24番委員。
 ご意見等は、ございませんか。

議長 はい、議長。
 28番委員 はい、28番委員。
 議長

28番委員	この、買受の部分なんですけど、地区を書いていないのですが、どこでもいいのでしょうか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	希望地区が洩れておりました。すみません。 番号1は、西方地区を希望しております。 番号2は、仙田地区を希望しております。 番号3は、仙田地区を希望しております。 よろしく願いいたします。
議長	ご意見等は、ございませんか。
9番委員	はい、議長。
議長	はい、9番委員。
9番委員	33ページの1番で、86歳の人があっせんの買受の希望が出ているということに関しては、86歳で今からそうしないといけないのかと聞いたら、息子さんが学校の先生をしていて、その方が定年退職して、こちらの方で農業をしたいという希望があるので、そのために、親として申請するということでしたので、報告いたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	議案第6号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務局案のとおり決定いたします。 次に、「議案第7号 平成27年度 農作業標準賃金等の改定(案)の承認について」を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	34ページをお開きください 平成27年度農作業標準賃金等の改定(案)でございますが、前回の委員会終了後に会長、各部長、事務局で平成27年度農作業標準賃金についての検討会を開催いたしました。 お手元に平成27年度の案がございますが、26年との違った部分を説明していきます。カッコ内の一般農作業の実働8時間というのがございます。26年度までは、重作業、軽作業と区分をしてございました。 27年度は、重作業、軽作業の区分がなかなか難しい関係で、27年度は5,500円以上、賄い無しでということで一応決めました。

5, 500円というのは、県の最低賃金が678円でございます。

それを、8時間掛けたときに5, 424円になる関係で、5, 500円以上でどうかなということで、決めさせていただきました。

それから左の方で、真ん中程に田というのがございます。田んぼの関係です。代かきが去年は6, 000円、田植えが5, 500円でありましたが、田んぼは開闢が多い関係で、開闢地区を対象に検討した結果、代かきを27年度は7, 000円、田植えを6, 500円に、それから、右の方で、スイカというのがございますが、26年度は、スイカが4, 200円でしたが、この200円は何だろうかということで、4, 000円だろうかということで、4, 000円に、甘しょというのがございますが、うね立て（山川）が9, 100円でしたが、この100円はなんだろうかということで、27年度は9, 000円に、いちばん下の土壤消毒、26年度は、ピクリン消毒となっていたんですが、消毒もピクリンだけじゃないから、土壤消毒に変えてございます。

皆様のご審議方、よろしく願いいたします。以上です。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

26番委員

はい、議長。

議長

はい、26番委員。

26番委員

この土壤消毒で、ピクリンは書かないというようなことでしたが、テロンとかDD消毒を書くんだったら、ピクリンも入れてもらわないと相談が来た時が。

5番委員

どっちも土壤消毒にすればいいんじゃないですか。

上は、土壤消毒のみ、下は、マルチまで一貫作業ということで。

2番委員

ピクリンの場合は、マルチまでしないとだめだよ、ということで、一貫作業でこれで分かるんじゃないかということで、DDの場合は、同時作業しなくていいということで、この前は話しました。

5番委員

どっちも土壤消毒で、土壤消毒のみの場合が上、被覆作業までする場合は下ということでいいんじゃないですか。

議長

今、5番委員さんが言われたように、上の方に、テロンとDDが書いてありますが、この文言を消して土壤という文字に入れ替えたかどうかということですけども、どうでしょう。

委員

（各委員了解あり）

議長

ほかにごございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませ

委員
議長

んか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり承認することに決定いたします。案の文字を消してください。

次に、「議案第8号 別段の面積（下限面積）について」を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

別段の面積については、農地法第3条第2項第5号で「下限面積について、地域の実情に応じて農業委員会の判断で引き下げられる」となっております。農地法施行規則第20条や処理基準第3の6の(3)などでその設定方法が示めされています。

詳しくは、35ページから38ページをご参照ください。

このことについて、農林水産省では平成22年12月22日経営局長名で発出の農業委員会適正事務実施内で「毎年の利用状況調査をもとに検討する」としていることから、昨年利用状況調査の結果や2010年度農林業センサスなどを踏まえ、農業委員会総会で議論をしなければなりません。議案書の35ページをご覧くださいと思います。

2010年度農林業センサス基データによる、下限面積試算結果を参考に指宿市では、自給的農家数746戸、販売農家数1,464戸で対象農家数は2,210戸です。2,210戸の農家数に対して、40%以上の戸数は884戸になります。対象農家数に占める割合は、50a未満が1,129戸の51%、40a未満が1,019戸の46%、30a未満が869戸の39%で、耕作又は養畜の事業に供しているものの、総数のおおむね100分の40を下回らないように算定されるものであるということで、おおむねというのが1割ということですので、40%の1割は4%で、36%以上あればいいということになりますので、この表からいきますと、30a未満が39%ですので、提示下限は30aとなります。

なお、当農業委員会総会において、別段の面積を見直さないことということであれば構わないということです。

皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第8号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

9 番委員	はい、議長。
議長	はい、9 番委員。
9 番委員	農林業センサスのデータですが、だいたい5年置きに調査します。 今年2015年度調査で、来年度からは、またちょっと変わるということで、今年はこの2010年度の調査を基にしているということですね。
議長	はい。 ちなみに、県下各市町村の分は、次のページに出ていますので。 指宿市は、現行下限が30aとなっていますが、このとおり、30aでよろしいでしょうか。
委員	はい。(全員了解あり。)
議長	それでは、議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、「議案第9号 指宿市農業委員会委員選挙区の定数について」を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	それでは、39ページをお開きください。 農業委員会法第10条の2によりますと、各選挙区における委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して条例で定めることになっております。指宿市農業委員会委員選挙区条例では、3選挙区を設け、指宿選挙区11名、山川選挙区8名、開聞選挙区7名の定数26名となっております。 平成27年3月末の名簿登録予定者数を比例配分計算しますと、有権者数が指宿804、山川522、開聞356の合計1,682で、比例配分をすると、指宿13名、山川8名、開聞5名となりますが、比例配分については、おおむねとなっていますので、現条例の定数で問題はないと思われま。以上、よろしくご審議ください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
13番委員	はい、議長。
議長	はい、13番委員。
13番委員	今のこの現状でいいだろうという話なんです、農業委員会の選挙のやり方が改革という形で、やはりそうなってくれば、この数字が基になるというか、たとえば首長の推薦によるとなってくれば、現在のこの数字が基になれば、基礎となるのが下の段ですよ、13、8、5という数字になると、正確にやればですよ、たぶん後の資料とすれば、これが残るんじや

なかろうかと、そうする時に、今度地区から上げる時に、現行のままでいけば、おかしくなるんじゃないかなと思います。やはりこの新しい数字でやった方が、いいんじゃないでしょうか。後のことを考えれば。

議長

3月4日に全国会長会議が東京で開かれまして、法案が4月3日までに予算を伴わないものは、提出期限という形で、今出来上がりつつあるという情報が入っております。その中で定数の問題が出てくると思います。

一応自分たちの全国会長会議のメンバーとしては、定数は出来るだけ現状に近い形をとるというふうに、要望はしているんですけども、首長が選ぶ選任委員は相当規模減らして、推進員は逆に増えるような形に調整しているような情報が入ってきております。本来の農業委員の選任委員ですね、これが何名になるか、そこによって、今13番委員さんが言われたこの数字を基に、首長がどういう形で定数を決めるかどうか、そこら辺りは、さだかではないんですけども。

何か、事務局ありますか。

事務局長

今、13番委員さんがおっしゃるのは、おそらく、例えば指宿地域が今の条例で定数が11と、それを比例配分でいけば13であると、できればこれを今現在比例配分の13、同様に山川地域は定数が8で比例配分が8と、開聞地域でいけば条例は定数7で、これが比例配分は5ということですので、開聞地域を2名減らして、指宿地域を2名増やすということで、定数を定めたらどうかということですね。

13番委員

はい、そうです。

事務局長

今、会長がおっしゃるように、現在農業委員会法の改正が今国会で決まろうとしております。その中で、定数自体が廃止になるとか、あと推進員の方を設けるとか、法令の中は、まだ分からない状態であります。

この段階で例えば、市長の選任制になったら、今の条例上の定数、11、8、7からこれを例えば半分にして、これを基にやられるんじゃないかと、ご心配だと思いますが、ここら辺りを当然私どもも、今の条例上の定数と有権者数の比例配分による数字もどちらも提示するというか、当然していきます。最終的には、政令とかで目安というか出てくると思います。

そこら辺りを勘案いたしますと、心配される、今ののに合わせた方がいいのではという所は、心配はさほどないと、現在の状況で定められていくと思っておりますので、そこまで気にする必要はないんじゃないかなと思います。

13番委員

それであれば、いいんだけど。やっぱり気になって。

事務局長

決める段階で、当然、今の農業委員会として、考え方とかを打ち出していかなければいけないと思います。3つ選挙区を設けるのかというような

議論にもなると思いますので。法令を見ながら、判断をさせていただきたいと思います。

議長

今、26という定数をもっている訳ですけども、指宿市には12の小学校区があります。基本的には、ここがベースになって、あともし、15だったら、そういう農家戸数を割り振って、池田校区に1プラスとか、あるいは山川小校区に1プラスとか、そういうので出来上がっていくんじゃないかというふうに思っておりますけど。そのところは、定かではありませんので、指宿はちょうどきわどいところで、7月ということになっていますので、これが引かかってくるところです。

今の国会の審議状況からすると、予算案にしても年度内成立は難しいような状態で、その後4月は選挙月で、連休明けに入った場合に、どの時点で法案が通るかということで、会期延長になると当然指宿市は対象から外れて、3年後からと、今回は今まで通りの形でいくというのが、高いのじゃないかと思いますが、そのような状況です。今回は、事務局の説明があったとおり、指宿11、山川8、開聞7のこの形でどうでしょうかと提案がされているところですが、どうでしょうか。

23番委員

それは、公選のほうでしょ、推薦は。

議長

推薦は、今回もあります。次の段階は、推薦は無くなります。

事務局

ちなみに、土地改良区は、開聞になります。農協の方が次は山川ですね。

議長

いずれも、今、指宿ですが、順繰りなっていますので。

それでは、議案第9号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにごございませんか。

13番委員

はい、議長。

議長

はい、13番委員。

13番委員

来月から新年度ということで、それぞれの市の予算があると思います。農業委員会としての年間予算ですね、これについての定義というのはないのですか。農業委員会の全体予算です。

事務局長

農業委員会に対して組める予算というのは、市議会の3月議会の方で審議をしていただいております。最終的には3月25日に確定するということをごさいます。農業委員の方々の報酬も同額ということで提案させていただいております。それと調査に関わる報酬も同額で提案をさせていただ

	いております。議会の審議を待つて確定するという事です。
13番委員	去年どおりで、ほぼ変わらないということですか。
事務局長	はい。
26番委員	はい、議長。
議長	はい、26番委員。
26番委員	始末書付という案件が、たまに出るんですが、始末書というのは、どこまで効力があるのか、例えば罰則規定まであるのか、紙に書いたのに署名と印鑑を押して出せばいいのか、そのことについて。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	うちでの始末書というのは、本人が過ちをおかして、そこに何らかの建物を建てたと、それに対して二度とこういうことがないように、お願いしますよということで、始末書を書いてもらっています。
	ただ始末書については、法律上は始末書という言葉はありません。事例として撤去命令をする時に、前にそういう始末書をもっていて、今回もそこに何かを建ててしまったと、それで行政が撤去命令を下して裁判になった場合に、始末書の効力が出てくると思います。以上です。
議長	よろしいですか。
23番委員	はい、議長。
議長	はい、23番委員。
23番委員	なぜそう言うかという、若い人達と話す機会があった時に、始末書というのは、印鑑さえ押して出せばいいんじゃないかということで、農業委員会に提出すれば期間が掛かるということで、事前着工して、始末書を書いた方がいいんじゃないかという話が出たものだから、それはだめだよというのは言ったのだけれども、そういう点は、どういうふうになっているんだろうかと思ったものだから。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになければ、その他に入ります。
	その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	その他（議案40ページを参照して説明）
	1. 結婚祝い金の贈呈について
	2. 一時使用届出について
	3. 3月の行事報告

議長

4. 4月の行事予定

ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第33回指宿市農業委員会を閉会いたします。
全員ご起立願います。
一同礼。

(閉会 午後 4時 5分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員 6番委員

議事録署名委員 7番委員